

大阪市・松原市消防指令業務連絡会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松原市から大阪市への消防指令業務に関する事務の委託に関する規約（以下「規約」という。）第5条に規定する連絡会議について、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 連絡会議は、次の表に掲げる者をもって構成する。

大阪市消防局	消防局長
	総務部長
	警防部長
松原市消防本部	消防長
	副理事
	消防署長

2 大阪市消防局長（以下「局長」という。）は、連絡会議を代表するとともに、連絡会議の事務を統括する。

3 局長に事故があるときは、松原市消防長がこの要綱に定める局長の職務を代理する。

(会議)

第3条 連絡会議は、規約第5条及び消防指令業務に関する事務の委託費等に関する協定書第3条に定めるところにより局長が招集し、議長として主宰する。

2 議長が必要と認めるときは、連絡会議に前条第1項に定める者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(作業部会)

第4条 局長は、連絡会議の事務を分掌させるため必要と認めるときは、連絡会議に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、局長の指名する者をもって構成する。

3 作業部会は、局長が招集し、局長の指名する者が議長として主宰する。

(事務局)

第5条 連絡会議の庶務を処理するために、大阪市消防局に事務局を置く。

(施行細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議において別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。